

厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
分担研究報告書

包括的な支援体制の体制整備の評価枠組み構築に向けた実践研究
-3自治体における伴走型評価支援から-

研究分担者 清水 潤子 武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 講師

研究要旨:

本研究は、市町村における包括的な支援体制の体制整備において、活用可能な評価枠組みの構築を試みるものである。3か年の事業期間の2年目にあたる令和6(2024)年度は、前年度に引き続き滋賀県高島市と福井県坂井市に参加型アクションリサーチの形式に基づいて評価枠組み構築に向けた評価活動を行ったほか、宮崎県都城市でも住民活動組織の体制整備を進めるための評価枠組みの構築を行った。2024年度は、高島市では評価枠組みの活用に至ったほか、坂井市・都城市でも次年度に向けて具体的な活用イメージと評価枠組み・モデルの精緻化が進んだ。3自治体の伴走から、協働・参加型評価と包括的な支援体制整備の評価枠組みの構築の親和性を再確認し、評価のプロセス活用が体制整備のガバナンス構築に寄与している実態や、評価活動を自治体等の計画づくり等のシステムに接続していく動きが確認された。また、研究事業としての評価活動の範疇を超えて、本研究で構築している評価枠組みが、体制整備に関わるメンバー間における共通言語や共通の価値軸の役割を果たすものとして、活用されている実態を認めた。

A. 研究目的

包括的な支援体制整備は、その政策的な特徴から評価の目的や境界、対象が重層的かつ多元的であり、これまでの行政・政策研究の手法では評価をすることが難しい。しかし、事業実施にかかるアカウントビリティや、取り組み内容の改善、そして自治体の状況に則した包括的な支援体制の整備を推進していくためにも、その成果やプロセスを評価していくことが不可欠である。

本研究では、重層的支援体制整備事業(以下、重層事業)を実施している自治体において、体制整備の状況をどのように評価できるのかを実証的に明らかにするために、研究対象となる包括的な支援体制整備を自治体で促進するメンバーと協働し、活用可能な評価枠組みの構築を試みるものである。

B. 研究方法

本研究は、令和5年度の事業に引き続き、研究者と自治体等をはじめとする包括的な支援体制整備に関わる多様な主体とが協働しながら進める参加型アクションリサーチの形式をとる。

令和5年度の研究において、包括的な支援体制の体制整備の評価枠組みの構築における評価可能性を検討し、事業・プログラムの成果のみを評価対象とするのではなく、組織やガバナンスといった体制の側面を加味した評価デザインを検討する日必要があることが明らかとなった。また、評価結果やプロセスを実用的な観点から評価する視点や、学びながら前に進めていくという発展的な観点、価値判断を参加型で行う意義等についても検討する必要性が考慮された(清水 2024a; 清水 2024b)。

加えて、行政機関の多くはこれまで目標管理型の評価やKey Performance Indicator (KPI) による業績側的による振り返り型評価が主流となっている

が、ゴールや指標の設定、事業の計画段階から評価が始まる目的志向型の形成的な評価に慣れていない(米原 2024)。そのため、このような評価への包括的な支援体制整備に関わる主体のレディネス(準備度)を考慮する必要があるほか、評価を単なる評価の場とするのではなく、そこに関係主体の相互の学び合いや、事業計画の中に入れ込んでいくこと、重層事業以外の自治体の関連事業の評価と関連づけることで、評価活動やワークショップの時間や機会の有効的な活用についても検討する必要性が浮上した(清水 2024a)。

このような点を考慮した上で、令和6年度においては、令和5年度から自治体における包括的な支援体制整備の評価枠組みの構築を進めてきた滋賀県高島市と福井県坂井市を継続的に研究者が伴走した。また、宮崎県都城市において、令和6年度新規で研究を開始した。

なお、研究者(伴走者)は評価伴走という介入を行うアクションリサーチ的な位置づけで関わり、自治体との議論の上で評価枠組み案を提示したり、評価について議論する場でのファシリテーターやアドバイザー的な役割を担ったりすることで、ともに評価枠組みを構築する立場を取る。ただし、研究者は本事業において、事業から「独立した外部評価者」ではなく、研究者が包括的な支援体制整備の実態の評価(価値判断)をする立場にはいない。

(倫理面への配慮)

本研究においては、国立保健医療科学院の研究倫理審査委員会(承認番号:NIPH-IBRA#23030)および武蔵野大学人間科学部研究倫理審査委員会(承認番号:2024-18-02)において承諾を得た。

C. 研究結果

以下、各自治体における研究内容・結果について

て報告する。

(ア) 滋賀県高島市

高島市においては、令和5年度から重層事業の中分野別相談支援センター連絡会の場を使い、重層事業における相談支援の体制づくりの評価モデルづくりを行ってきた。評価理論の土台としては、参加・協働型のプログラム評価を援用し、令和5年度中に3回のワークショップを通じて、高島市の包括的な相談支援体制を構築するためのロジックモデルとそのアウトカム指標案が作成した。

令和6年度は、ロジックモデルの精緻化とアウトカム指標の設定を行い、同指標に基づいてデータ収集を行い、体制整備の状況についてのアウトカム評価へつなげていくことを目途に研究を行った。

ロジックモデルの精緻化とアウトカム指標の設定については、第一四半期に包括的な支援体制の整備に関わる実践者（基幹相談支援センターのセンター長（課長級）のメンバー5名、関係機関職員3名、事務局4名の計12名）によって構成される分野別相談支援センター連絡会で見直しを行い、重層主管課を担う事務局メンバーが中心となって修正作業を行った。まとめられた指標案に対して、研究者がコメントやアドバイスを戻すといった作業を繰り返し、第二四半期に研究者と事務局メンバーでロジックモデル案の確定と指標の大枠を決定し、また指標に基づいてデータを収集する際の方法等について協議を行った。

同プロセスを経る中で、「この評価枠組みは、課長級のメンバーを中心に策定したものであるが、実際の包括的な支援体制で現場を回しているのは現場の実務者である」という認識から、現場職員にとっても、同評価モデルやアウトカムについて齟齬が無いことを確認することとなった。そのため、第二四半期で作成したロジックモデル案について、現場のスタッフ（保健師、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会（以下、社協）のコミュニティ・ソーシャルワーカー等）に有用感を問う機会を設けた。具体的には、11月に評価の考え方についての研修を行いながら、ワークショップ形式でロジックモデルのアウトカムと実践の優良事例の関係性について考える機会を設けた。

ワークショップの結果、これまで策定してきた評価枠組みについては、現場実践と照らしても大きな齟齬は見られないということが明らかとなったため、同評価枠組みの実装に移り、データ収集に向けたアンケート・インタビュー内容の検討を12月～2月に行い、2月～3月でデータ収集の実査作業を行った。得られたデータについては、評価枠組みを構築した分野別相談支援センター連絡会のメンバーとともに、令和7年度の上四半期に内容を確認し、アウトカム評価活動を行う予定である。そこから得られた情報をもとに、評価枠組みや指標の見直しを行う予定である。

(イ) 福井県坂井市

坂井市では、令和5年度に事業活動の設計や評価が難しいと言われている「地域づくり」を中心に据えた体制整備について検討するという方針を設定した。そして、市の地域福祉計画部会のメンバーを中心に、日ごろから地域における住民活動等

を推進している地区社協の住民や、市社協のコミュニティ・ソーシャルワーカー、自治体においては、重層主管課、こども、高齢、生活困窮、障害福祉関係課や市民協働課のメンバー等部門を超えた参加者とともに、地域づくりの目標像を整理し、体制整備の評価枠組みを構築するためのワークショップを行った。ワークショップを通じて、地域づくりにおいては、ロジックモデルのように、目標に至るセオリーが一方通行でなく、アウトカム自体が総合に影響しあっていることが確認されたため、セオリー・オブ・チェンジ(LOC)という方法を用いてその図示化をした。そして、そこに示されたアウトカムを達成するために、地域活動が効果的に行われるためには、どのように連携や協働を形作り行動をとるべきかという行動指針(Principle)について検討をした。

令和6年度については、「地域づくり」が坂井市地域共生社会推進会議における重点施策として位置づけられ、プロジェクトチームが発足したことから、令和5年度に進めてきた評価活動の中核を同プロジェクトチームが担い、重層主管課が事務局となってLOCと行動指針の精緻化を進めて行くための検討会議・作業を6月～10月まで行った。

しかし、検討を進めて行く中で、大きく2つの課題が浮上した。1つ目は、プロジェクトチームにおいては、協働・参加型で評価枠組みを構築し、目的志向型の評価を行う意義が理解され、そのプロセスで生まれた気づきや課題から、課や部署、組織を横断して連携する必要性が認識されていた。一方で、プロジェクトチームに関わっていないメンバーは、行政評価や業績測定といった評価手法以外の評価に慣れないことから、このような評価活動の意義や、LOCや行動指針に基づく評価といった従来とは異なる考え方の評価を浸透させていくことが難しいというものである。

2つ目は、アウトカムに指標を設定し、最終的にデータを収集する際、これまで複数の部局で住民等への地域づくりやまちづくりに関連するアンケート調査等のデータの存在を確認しており、本評価活動において同様の調査をすることは庁内で合意を得にくい可能性があるということであった。

1つ目については、2つの方法で課題に対応した。1つは、目的志向型の評価デザインは変えず、評価アプローチに関しては、自治体職員の声から自治体の評価能力や経験等を考慮し、妥当性よりも活用可能性を優先し、高島市の例を参考に、LOCからロジックモデルを用いた評価枠組みを構築し直し、アウトカムやアウトカム指標を設定した点である。LOCはロジックモデルと比較して変化の連鎖を描くことに重点がおかれるが、事業活動を記さないケースもあり、事業を中心に考えることが多い自治体においては、具体性がイメージできないことがわかりにくさの背景にあったと考えられた。そのため、ロジックモデルを作成し、地域づくりが進む体制整備に必要なアウトカムと、それに関連する事業・活動案を具体的に議論することで、事務局がより評価活動の具体性を理解することサポートし、庁内における対外的な説明に活用できるようサポートした。

これに加えて、もうひとつの方法として、包括的な支援体制整備の評価実施の必要性や、それに求められる評価像については、プロジェクトチームに限らず、自治体の意思決定権限を持っている部長

級の職員にも共通認識が必要であるという声から、地域づくりをはじめとする重層事業に関連する部門の部課長級の職員を対象とした評価研修を行い、認識の共有を図った。

2つ目の課題に関しては、地域づくりの体制整備のアウトカムを測る際に、価値判断の材料として必要な指標や情報が何かを整理した上で、それが従来自治体で行ってきた調査における変数を活用することが最適だと判断される場合は、そのデータの利活用を検討できることを説明した。その上で、他の研究事業で得られたデータの活用について検討したいという声が事務局から上がり、他の研究事業を行った研究者のメンバーとデータの活用や追加調査の可能性等について、情報交換を行った。このようなやり取りは、事務局がすでに自治体の手元にあるデータの活用についても検討する機会となった。

(ウ) 宮崎県都城市

都城市においては、地域づくりを中心に据えた包括的な支援体制整備の評価枠組みを構築するという点では、坂井市と共通する点がある。しかし、地域共生社会において、住民主体の地域福祉の推進が注目される中、包括的な支援体制整備や重層事業の視点が、「専門職」によるものとして狭小化されるのではなく、地域づくりを進める住民に一番近い組織やネットワークにおいて、どのような体制を作ったり、そのようなネットワークが専門職と有機的につながったりしながら、より広い包括的な支援体制のガバナンスを整備できるかという点から、住民組織を対象として評価活動を行うこととなった。

このような視点をもち評価活動を行う背景として、都城市は地域福祉の展開において、自治型公民館の実践と地域福祉実践を有機的に織り交ぜて地域づくりを推進してきている特徴的な自治体であり、2008年から15地区社会福祉協議会ベースでの地域福祉活動計画づくりを推進してきている。2018年以降は、15地区に15名の市社協のコミュニティ・ソーシャルワーカー（地区担当者）が配置され、現在では行政と市社協がパートナーシップに基づく連携・協働を行いながら、地区社協とのつながりを活かし、地域住民の福祉ニーズを捉え、地域住民とともにその解決に臨んだり、地域住民主体の活動の支援を行ったりしている。

しかし、地縁組織をとりまく環境や移住者の増加といった変化から、地域づくりの在り方も検討が必要となった。そのため、平成11年に策定した「平成版地区社協構想」を「令和版地区社協構想」へと進化させ、令和7年度の地区社協地域福祉活動計画づくりに向けた評価と計画策定を目的に、市社協と地区社協メンバーを中心とした「令和版地区社協構想プロジェクト」に評価活動を活かす形で、評価枠組み作りを行った。

「令和版地区社協構想プロジェクト」は地区社協役員、市社協の福祉専門職、学校、企業、行政の12名によるプロジェクトチームから成り、オンラインでの研修1回（8月）、対面ワークショップ3回（9月～12月）を通じて「令和版地区社協構想」づくりを行った。研究者は、同社協構想づくりにおいて、評価の知見をどのように活用できるかという観点でプロジェクトメンバーと市社協職員に研修を提供したほ

か、全3回のワークショップのデザインやファシリテーションを行い、ワークショップから得られた質的情報の読み取り方や構想案、評価への活用にあたってアドバイスを行った。

構想づくりのワークショップにおいて採用した評価アプローチは大きく2つあり、1つはMost Significant Change (MSC)¹である。MSCを採用した背景として、本ワークショップによって導かれる「令和版地区社協構想」は、次年度以降の15地区の地区社協地域福祉活動計画づくりをガイドするものになる。しかし、15地域の人口規模や環境などは様々で、最も多い「祝吉地区」で19,809人²、農村部の最も少ない「西岳地区」で1,399人³と地域生活課題も異なっている。そのような中、本プロジェクトと同時並行で、市社協職員が各地域についての現状をSWOT分析で行っていたこともあり、ワークショップでは、イシューベースからその課題を解決していくようなアプローチではなく、多くの地域住民の原動力となる思いや、地域活動に見出している価値や意義をベースにした評価枠組みを構築するという点で、プロジェクトチームに参加するメンバーの感じる最も重要な地域の変化のエピソードと、それを最も重要だと思う理由を共有し合うことで、地域活動の意味・意義に着目して質的データの収集を行った。ワークショップでは、エピソードから気になるキーワードを参加者が抽出し、それらを類型化する作業から、地区社協活動において大切にしたいことや、地区社協活動の原動力となっていることを抽出していき、「地域の理想像」という形で言語化・集約化を行った。

この「地域の理想像」が地区社協組織や市社協等との連携・協働によって達成できたかを確認できるようになるためには、一定の評価基準が必要である。しかし、小地域活動は一般的にも予算が限られおり、住民主体で可能な範囲で行うという点で専門職の介入とは異なり、必ずしも取り組みが増え続けることや、参加者が伸び続けることが評価の基準として適切とは言えない。一方で、その地域において何か課題や困難に直面したときに、何かしらのアクションや行動を起こすということが期待されることから、評価軸もアクションナブルなものであることが、評価枠組みの活用につながるという仮説から、地区社協において活動する際に、彼らが重要視する意義や価値に紐づいた行動原則を策定し、その程度日常の取り組みにおいて、その原則を意識して活動できたかを評価軸とするPrinciples-focused Evaluation (Patton 2017)の考え方を援用し、構想づくりに活用した。

令和6年度末までに「令和版地区社協構想」の素案が完成し、令和7年度は同構想を用いて、各地区社協が地域福祉活動計画を策定する年となる。そのためには、これまでの活動を振り返り、評価し、その上で計画策定をする必要があるため、令和7年度の策定プロセスにおいて、構想において描かれた地域の理想像や行動原則に基づいた評価を行い、それを計画策定に活かして行く予定である。

D. 考察

3地域における包括的な支援体制整備の体制整備の評価枠組み構築のアクションリサーチを評価伴走者として行う中における進行形の考察を以

下に記す。

(ア) 協働・参加型評価⁴のデザインを取る意義

3地域の評価活動は、その活動に参加する主体の所属やレイヤー、採用・援用している評価アプローチは異なるものの、すべてにおいて評価情報を将来的に活用する主体による協働・参加型評価の方法をとっている。

「評価」という行為を考慮した際、政策評価等においては、その成果・効果をその事業から独立した第三者が行う評価が一般的であり、本事業においても、研究者が独自に評価枠組みを構築することは可能である。しかし、参加・協働型評価の黎明期を築いてきたWeiss(1983)は、そのような従来の評価はスコープが狭く、非現実的で、フェアではなく、プログラムを営む人にとって無関係で、使われないという批判をし、その課題の解決方法として利害関係者のエンゲージメントを伴う評価の実施を提唱した。その後、国内外において参加・協働型評価の実践・研究は蓄積されてきており、特に、源(2011)や米原(2019)は、協働型評価の「協働」に含意されるものとしてコ・プロダクションの概念を用いている。コ・プロダクションについて源(2011)は、これは参加と権力という政治的概念よりも、公共サービスの生産・消費・供給を含めた概念だとし、よりよい政策や事業を市民と行政が協働して作っていくこと、プログラム評価を活かす視点を提示している。

自治体における包括的な支援体制整備は、法の趣旨からも関わる主体のすそ野は広く、行政や専門職に限らず、住民や、従来の地域福祉の担い手に留まらない連携・協働が求められている各自治体においてすでに形成されているネットワーク等に地域性がある中で、「公共」を支えるサービスや活動を包含するシステムとしての包括的な支援体制を整備することと、それに関わる人々が評価をデザインし、実際に評価に不可欠である価値判断を行う際に、協働・参加型で評価の親和性や相乗効果は高いと言えるだろう。

(イ) 評価のプロセス活用の効果

また、協働・参加型で評価を行うことにより、「評価のプロセス活用」(Patton 1997)という評価の実施過程で得られる学びの結果として、評価に関与した個人の思考や行動の変化、およびプログラムや組織内の手続きや文化の変化が起こることを指す概念がある。本研究をアクションリサーチとして行い、令和5年度から2年間にわたる評価活動に関わる主体の様子を間近で感じる立場として、このプロセス活用の効用を感じるが増えてきた。

例えば高島市においては、前述の現場職員向けのワークショップを行った際に、それまで評価の枠組み作りを進めてきた分野別相談支援センター連絡会のメンバーが、ワークショップのテーブルファシリテーターとして参加し、現場職員に対してロジックモデルの考え方を自らの言葉で説明できるようになっていた。また、自治体内での会議においても、ロジックモデルに描かれているアウトカムを意識して発表したり、情報共有をしたりすることで、アウトカムベースの共通認識が進んできたということを事務局が感じ始めていることが報告されている。また、現場職員向けのワークショップの参加者向け事後

アンケートにおいて、参加した現場職員において「高島市において包括的な支援体制を整備することについて、自分自身もその一員であるという認識」が高まったことも認められ、評価のプロセス活用の効果の兆しを感じる事が出来た。

また、都城市においては、MSCを援用したワークショップを令和版地区社協構想プロジェクトメンバーのみならず、15地区社協でも展開し、各地区で活動する住民が地域活動に見出している意義・価値の言語化を通じて、それを互いに認識し、住民組織のガバナンス構築に役立てていきたいという意見が聞かれた。その結果、令和7年度は社協職員向けのMSC研修を企画するなど、評価活動に関わる主体の評価知識やスキルの能力開発や人材育成にも寄与している。

(ウ) システムとして評価プロセスを根付かせる工夫

一方で、坂井市のように、「新しい評価の考え方が馴染まない」という声があることも事実であり、また特に行政においては人事異動等でこの評価活動を中核的に推進していたメンバーが変わると、取り組みが後退するという現象があることも否めない。本事業期間も有限であり、研究者や評価伴走者が永久的に伴走できない状況を考えると、評価枠組みの構築やその見直しにおいて、ある程度自治体が自立して取り組める形にすることも持続可能性や将来的な活用可能性を考慮すると不可欠である。そのような中、本年度高島市では地域福祉計画、坂井市では坂井市福祉保健総合計画、都城市では地域福祉活動計画へ本評価活動のプロセスや成果を橋渡しする動きがみられている。これは、地域福祉の総合化・計画化が進み、包括的な支援体制整備という政策概念がこの点と深く関係していることも起因しているが、研究事業としての評価活動を単に「評価活動」として捉えるのではなく、関連している計画や会議において、本評価の考え方やデザイン、目標像等を浸透させていくことで、評価のプロセス活用にドライブをかけていると考えられる。

また、本研究事業の評価活動への参加者は限られているが、そのプロセスでの成果や学びをより広範かつオフィシャルなシステムへと接続している動きとして捉えることができ、包括的な支援体制整備の評価枠組みにおける評価的思考を広げていく動きとしても捉えられるだろう。そのような意味では、包括的な支援体制整備の評価活動をコーディネートする立場においては、このような全体を俯瞰する視点や、それを庁内や関係組織内で可能にしていくコーディネート力が、評価活動を推進していく中で不可欠であるとも考えられ、次年度以降、このような着眼点で伴走を支援したり、評価活動が展開されているシステムに対しての調査等を行ったりする必要も出てくるだろう。

E. 結論

2023年度は各自治体における評価モデルの策定でとどまっていたが、2024年度においては、高島市では評価枠組みを用いたデータ収集に至り、坂井市では課題もあったが、自治体において評価枠組みの具体的な活用イメージが見えてきている。本年度から伴走を開始した都城市でも令和版地区社

協構想づくりを通して、住民組織のガバナンスにおける地域活動の価値・意義や、行動原則の原案作成に至り、来年度はその具体的な活用と計画づくりに向けた評価が予定されている。協働・参加型評価の枠組みに則った評価は、それ以外の評価理論と特徴を異にする点として評価の「実用性」がある。実際その評価枠組みが実用的で、評価情報を活用する主体にとって意味のあるものであったかを確認するためには、実際にその枠組みを活用して評価してみなければ、その有用性を確かめることはできない。そのような意味からも、評価プロセスが前進し、来年度はいずれの自治体においても一定、構築した評価枠組みの有用性や実用性を評価できる段階に来ていると言える。アクションリサーチを通じて抽出された評価枠組みやアウトカム指標、価値判断軸を、伴走事例全体を通じて総合的に検討したり、指標班の調査結果等との関連性等を確認したりしていく必要があるだろう。そのような取り組みから得られた知見を、さらに現場に還元し、自治体の評価キャパシティの持続的な向上に貢献して行ければと思う。

F. 健康危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表

清水潤子(2024)『包括的な支援体制整備の評価枠組み構築に向けた自治体評価伴走支援の取り組み』、評価クォーターリー、71、21-38

2. 学会発表

Junko Shimizu, Yoichiro Magai, Masahiro Mizukami, Yu Nagata(2024) Principles-focused evaluation for a comprehensive city-level community welfare policy in Japan, American Evaluation Association Evaluation 24

清水潤子 大野賀政昭 永田祐(2024)『包括的支援体制整備の評価枠組み構築に向けた試行的調査ー重層的支援体制整備事業の主管課職員の評価経験・意識に着目して』日本社会福祉学会第72回秋季大会口頭発表

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

I. 参考文献

清水潤子(2024a)「包括的な支援体制整備の評価枠組み構築に向けた自治体評価伴走支援の取り組み」、『評価クォーターリー』、71、21-38

清水潤子(2024b)「包括的支援体制の体制整備の評価枠組み構築に向けた実践研究ー滋賀県高島市と福井県坂井市での伴走型評価支援からー」、『厚生労働科学研究成果データベース 202301018A

田中博(2014)「参加型モニタリング・評価手法MSCーバングラデシュNGOでの実践から4つの特色を考察するー」、『日本評価研究』、14(2):61-77

源由理子(2011)「地域社会における行政と住民の協働による評価ー評価プロセスの活用の観点からー」、『日本評価研究』、11(1):61-74

米原あき(2019)「協働型プログラム評価実践における「協働型社会調査」ー参加型のアプローチでエビデンスを創出する試みー」、『評価クォーターリー』、50:2-17

Cousins, J, B. ed. (2020) *Collaborative Approaches to Evaluation: Principles in Use*. Sage.

Patton, M. Q. (1997) *Utilization Focused Evaluation: The New Century Text*.3rd ed., Guilford Press.

Patton, M. Q. (2017) *Principles-Focused Evaluation: The GUIDE*, Guilford Press.

Weiss, C. H. (1983) The Stakeholder Approach to Evaluation: Origins and Promise. *New Directions of Program Evaluation*, 17, 4-14.

J. 注記

1:1994年にリック・ディビースによって考案された参加型モニタリング・評価の手法で、現場から「重大は変化の物語」を集め、組織的に「最も重大な変化の選択を定期的に行うことが基本手順とされる。評価に参加する利害関係者の学習効果が高いと言われており、世界中で活用されている(田中 2014)。

2:データは2025年3月現在。

3:データは2025年3月現在。

4:協働・参加型評価については、「協働・参加型評価」と呼称されるような特定のアプローチや手法を指しているのではない。現在では、北米を中心にこのような利害関係者の関与を伴う評価の様々なアプローチを評価における協働型アプローチ(Collaborative Approach to Evaluation: CAE) (Cousins et al. 2020:6) としてまとめられ、「評価者と非評価者が協力して評価的知識を生み出すことを基本要件とする評価アプローチ」として包括的に整理されており、このようなアンブレラターム・概念として本稿では「協働・参加型評価」という用語を用いている。

